

成果報酬の返還について

道新インタラクティブ株式会社

ご紹介した被採用者が、被採用者の責に帰すべき事由により退職した場合、受領した採用者に係る成果報酬のうち、当該被採用者の入社日から退職日までの期間に応じて算出した金額を返還いたします。

この場合、当該被採用者の退職に係る通知を受けた月の翌月末日までに、返金いたします。ただし、被採用者の退職事由が、当該被採用者に係る処遇及び労働条件が締結した労働契約の内容と著しく異なることによる場合、または労働基準法その他の法令違反に起因することによる場合又は当該求職者が事故や病気により就業ができなくなったことによる場合は、その限りではありません。

成果報酬の返還額は、次の各号の定めに基づき算出いたします。

- (1) 被採用者が入社日から1ヶ月以内に退職した場合 … 成果報酬の80%を返還
- (2) 被採用者が入社日から2ヶ月以内に退職した場合 … 成果報酬の60%を返還
- (3) 被採用者が入社日から3ヶ月以内に退職した場合 … 成果報酬の50%を返還

以 上